

~~~~~  
論 説  
~~~~~

政治化するカトリック平信徒 —スペイン第二共和政期の宗教的エリート像—

渡 邊 千 秋

はじめに

第二共和政期(1931-1936年)のスペインでは、「カトリック平信徒 (los se-glares)」¹⁾ は活発な政治活動を行った。復古王政(1875-1923年)やプリモ・デ・リベラ独裁体制(1923-1930年)のもとで保持してきた特権的地位を失ったローマ・カトリック教会は、教会²⁾の利益を代弁する平信徒の動員を図った。なかでも政治的意識の高い「よき平信徒」は、直接・間接的に政治に介入し、積極的な活動を展開した。彼らは、教会が直面した危機的状况において、社会における「カトリック性」を擁護するための活動を通じて、自らのアイデンティティを再構築した。その過程で「よき平信徒」であることを自認する多くの人々が政治に身を投じた。1931年9月に始まる憲法制定議会における宗教条項に関する討論では、彼らは教会を擁護する発言を繰り返した。また左派の2年間で計画・実行された様々な世俗化政策をその後の右派の2年間で反故にする上で、重要な役割を果たすこととなった。

本稿では、第二共和政期に際立った政治活動を行った「よき平信徒」、カト

1) 本稿では、意図的に「平信徒」という訳語を用いる。これは第二バチカン公会議以前のメンタリティの中に存在した、信者とはあくまでも聖職者に従う世俗の人々なのだ、という考えを強調するための処理である。「平信徒」という用語には、「ローマ・カトリック教の洗礼を受けた者」としての意味合いだけではなく、時代背景が付与する政治・社会的含意が内包されている。

2) 本稿において「教会」と表記する場合はローマ・カトリック教会を意味する。

リックの闘士であった代表的人物のプロファイルを明らかにしてみようと思う。このプロファイルを比較した結果として見出される類似点・相違点は、彼らのもつ「カトリック性」によって裏づけられた、ある政治文化の本質の一片を明らかにすることにつながるであろう。

第二共和政期の政治的カトリシズム、その背景

復古王政下で定められ、1923年のプリモ・デ・リベラ独裁体制成立によって停止に追い込まれた1876年憲法第11条は、ローマ・カトリック教を国教として規定した上で、その信仰を国民の義務とした。他宗教の私的な信心は認められたが、公の場での信仰表明は許されなかった。³⁾ 教会は国庫から補助金を受け取り、教育界での強い発言権を持ち、国民の精神的支柱を形成する宗教的組織としての高い社会的地位を保持することができた。また聖職者は、憲法が定めた国教を維持する教導者として、国家から様々な恩恵を受けた。

近代国家と教会の間には、緊張関係が存在していた。聖職者の政治・社会的影響力を限定しようとする試みは、19世紀以来の諸政権が立ち向かわねばならない課題であった。伝統的基盤の上に立つ1つの特定宗教の権威が及ぶ範囲を巡って、国家と教会は、時には和解を、また時には対立を繰り返しながら、宗教的領域と世俗的領域とのあいだに生まれる「混合問題」に対処したのである。前述の1876年憲法は両者の妥協の産物であった。

しかし20世紀にはいると、国家の法的権威が教会の権威よりも上位にあるという考えに基づき、国家権力の側、特に自由党政権は改革を断行しようとした。小教区・司教区の数減らすこと、増加する修道会の力を抑制すること、公教育を普及させ、宗教の自由を追求すること等、反教権的政策を打ち出したのである。特に教育界における教会の影響力を排除することは、自由党にとっての重要課題であったといえる。ある調査によれば、当時、小学校の17%、また中

3) プロテスタントの占める割合は非常に低く、例えば1877年の調査では全ての宗派を合わせても6654人であったとされる。Andrés-Gallego, J., Pazos, A. M., *La Iglesia en la España contemporánea. vol. I. 1800-1936*, Madrid, Ediciones Encuentro, 1999, p.340.

学校の80%がカトリック系であったとされている。これらを経営していたのは修道会であった。世紀転換期にはスペインへの修道会の流入が盛んになり、その数が増加した。⁴⁾そこで、修道会の教育への介入を規制しようとする動きが本格化した。国家は1887年の結社法を改正し、修道会を結社の一つとして国家の政治的枠組みの中に取り込もうとしたのである。中でも傑出した取り組みは、1910年にカナレハス首相が行おうとした改革であろう。修道会の新設・増加を阻もうと試みたカナレハスは、「南京錠法」を制定したのである。ただし、カナレハスの暗殺により、この改革の試みは頓挫した。

また当時は、ローマ・カトリック教の慣習は、スペインの下層民・革命的階層にも浸透していたが、その一方で人々は、教会聖職者の権力を拒否して反教権の主義的な行動をとり、社会の世俗化が進行していた。1909年にバルセロナで起きた「悲劇の一週間」での教会建造物の焼き討ちに見られるように、人々は時に、社会闘争下の暴力的行為を通じて、教会権力に対する不満を露呈した。

聖職者を支えて世俗化の動きに対抗したのは、「よき平信徒」であった。教会は平信徒の糾合をはかり、カトリック的結社運動の組織化を試みた。特に1908年に創設されたカトリック全国布教者協会に所属する人々を中心に、パワー・エリートとなりうる少数精鋭の平信徒を育成するシステムが作られていった。1920年代に入ると、「よき平信徒」の政治的・社会的活動は活況を呈し始めた。彼らは、復古王政末期の1922年には、機能不全に陥っていた保守党・自由党の二大政党に対抗することを目指して、社会人民党を結党した。また社会運動にも積極的に介入し、「大衆の背教」が危ぶまれるなか、階級間の協調主義を求める農業組合、カトリック全国農業連合の創設に協力した。また1919年には、労働者を率いることができる平信徒の活動家を育成するため、キリスト教民主グループの結成にも加わった。その後、1923年9月のクーデタで政権を奪取したプリモ・デ・リベラ將軍の庇護のもと、カトリック・アクションによる、広

4) Revuelta González, Manuel, *La Iglesia española en el siglo XIX. Desafíos y respuestas*, Madrid, Universidad de Comillas, 2005, pp.144-148; 253-264.

範な平信徒の人格育成活動が進められる一方で、「よき平信徒」は、大政翼賛会である愛国同盟に加わり、新憲法制定のための国民諮問会議のメンバーとなるなど、独裁体制の政策を積極的に後押しした。

しかし、「よき平信徒」の政治活動が特に活発になるのは、第二共和政期のことである。1931年12月に発布された第二共和国憲法は、スペインの憲政史上初めて、スペインを国教を持たない国として規定した。また同憲法はカトリック的教育に強い影響力を持つイエズス会の追放や、その他修道会の教育事業・商業活動への従事を禁止した。その後も、国家は1933年の宗派と修道会法等で教会の特権的地位を剥奪し、数ある結社の1つとして処置できるようにしようとした。こうして、1876年憲法成立以後のローマ・カトリック教が優遇される状況は、第二共和政の到来とともに終わりを告げたのである。このような状況下で、「よき平信徒」は教会の利益を擁護するために、保守反動勢力に加わり、積極的な政治活動を展開していくこととなった。⁵⁾

プロフィール比較の試み：「よき平信徒」の姿を探る

では実際にはどのような人物であれば政治的カトリシズムの担い手となりえたのであろうか。彼らのもつカトリック性とはいかなるものか。それでは以下、第二共和政期に目立った政治活動を行ったカトリックの闘士＝「よき平信徒」のプロフィールを組み立て、比較してみたい。その上で、彼らに見られる類似点・相違点をフランコ体制までの時間軸で考察し、当時の教会が求めた理想的な平信徒の姿を明らかにしたい。

5) 諸憲法の宗教条項の端的な評価に関しては、以下の文献を参考にされたい。Ollero, Andrés, *España, ¿un Estado laico?*, Cizur Menor, Editorial Aranzadi, 2005, pp.19-20. 尚、本稿で言及した1876年憲法・1931年憲法の条文は、2007年3月現在、スペイン下院のHPで読むことができる。(http://www.congreso.es/constitucion/index.htm)

ホセ・アントニオ・アギーレ・レクベ (José Antonio AGUIRRE LECUBE)⁶⁾

1904年、バスク地方ビルバオ生まれ。イエズス会の指導するマリア信心会のメンバーであった。父親は弁護士。アギーレ自身も法学を学び、弁護士となった。

カトリック全国布教者協会⁷⁾ビルバオ支部正会員である彼は、1923年にカトリック青年会が結成された当初から、後に述べるマルセリーノ・オレハ・エロセギとともにバスク地方の様々な小教区教会におけるカトリック青年会のセンター設置に尽力した。そして、ヘスス・デ・オルベ司祭と協力し、ビスカヤ・カトリック青年会を創立、1927年にビスカヤ県評議会議長に任命され、1930年までその任にあった。

1927年に開催されたカトリック青年会の第1回全国大会では積極的な発言を行った。しかし、バスク・ナショナリズムの擁護者であるアギーレは、青年会の中央指導組織での主力メンバーとなることはなかった。その後、バスクの自治・独立を求め、政治運動に積極的に関与した。故郷ゲッチョの市長に選出された後、1931年6月・1933年11月・1936年2月の全ての選挙でビスカヤ地方選挙区の国会議員として当選、バスク・ナショナリスト党を率い、第二共和政期にはバスク地方に自治権を獲得するための運動を展開した。

スペイン内戦下の1936年10月、初代バスク大統領に任命された。1937年6月のビルバオ陥落後も共和国軍側を支持しつづけた。1939年に亡命し、スベ

6) バイオグラフィーは以下の資料に基づく。 *Boletín de Asociación Católica Nacional de Propagandistas (BACNP)*, núm.31, 20 enero 1927, p.2; núm.45, 5 enero 1928, p.4; núm.83, 5 enero 1930, p.2; núm.86, 20 febrero 1930, p.3; núm.197, 15 junio 1935, p.4; núm.215, 15 marzo 1936, p.3.

7) カトリック全国布教者協会とは、1909年にイエズス会士アンヘル・アヤラによって創設された「よき平信徒」育成を目指す団体。現在のサン・パブロ大学(マドリード)の母体である。協会の歴史に関しては、以下の文献を参照されたい。Ordovás, José Manuel, *Historia de la Asociación Católica Nacional de Propagandistas, vol. 1, De la dictadura a la Segunda República, 1923-1936*, Pamplona, EUNSA, 1993; Montero, Mercedes, *Historia de la Asociación Católica Nacional de Propagandistas, vol. 2, La construcción del Estado confesional, 1936-1945*, Pamplona, EUNSA, 1993; Watanabe, Chiaki, *Confesionalidad católica y militancia política: La Asociación Católica Nacional de Propagandistas y la Juventud Católica Española (1923-1936)*, Madrid, UNED, 2003.

ン亡命政府の首班を務めた。フランコ独裁体制下のスペインには戻ることなく、1960年パリで死亡した。⁸⁾

サンティアゴ・フエンテス・ピラ (Santiago FUENTES PILA)⁹⁾

生没年不明。法学を学び、弁護士として働いていた。カトリック全国布教者協会マドリード支部正会員。1923年、インスブルックで開催された第3回カトリック青年国際会議にスペイン代表として出席。彼の演説者としての能力は優れて高く、カトリック青年運動をスペインで定着させるための宣伝活動に積極的に参加した。例えば、1925年、青年会がローマ巡礼を行った折には、マドリードだけではなく、バスク・ナバラ地方までキャンペーンを展開し、既存のその他のカトリック青年組織にも協力を要請した。また青年会の地域に密着した育成活動にも力をいれ、1924年にはマドリードのサンタ・バルバラ小教区センター理事となった。と同時に、他の小教区センターの代表的活動家との人的ネットワークを持ち、新しい小教区センター設立を援助した。

1927年には農業社会週間に参加。1929年にカトリック全国農業連合のシウダード・ロドリゴ司教区評議会理事に任命された。

人民社会党にも加わっている。プリモ・デ・リベラ独裁体制下には、翼賛政党である愛国同盟のメンバーで、1924年にはマドリード市議会議員となった。1926年にオビエドの文民知事、翌年にはバリャドリードの文民知事に任命された。1928年には国民諮問会議にメンバーとして任命された。また同年、全国燃料協議会長となって、独裁体制の政策立案にも参加した。独裁体制崩壊後、

8) アギーレは内戦当時の状況に関する回想録を残している。Aguirre Lecube, José Antonio, *De Guernica a Nueva York pasando por Berlin*, Buenos Aires, Edit. Ekin, 1943. 邦訳: アギーレ, ホセ・アントニオ・デ『バスク大統領亡命記: ゲルニカからニューヨークへ』1989年, 三省堂。

9) *BACNP*, núm.1, 15 mayo 1924, p.2; núm.3, 17 octubre 1924, p.2; núm.4, 1 mayo 1925, p.4; núm.5, 20 mayo 1925, p.4; núm.6, 5 junio 1925, p.4; núm.12, 5 noviembre 1925; núm.16, 5 enero 1926, p.4; núm.37, 5 mayo 1927, p.4; núm.41, 20 octubre 1927, p.4; núm.48, 20 febrero 1928, p.4; núm.56, 20 junio 1928, p.4; núm.57, 5 julio 1928, p.4.

1930年の国民王党連合の創立に賛同し、その運動に参加した。第二共和政下では、1933年11月選挙・1936年2月選挙でサンタンデルから国会議員に選出された。その後スペイン刷新党の指導評議会メンバーとなり、アルフォンソ王党派のイデオログとして、右派のなかでの存在感を強めた。¹⁰⁾

ホセ・マリア・ヒル・ロブレス・イ (José María GIL ROBLES)¹¹⁾

1898年サラマンカ生まれ。父親はサラマンカ大学法学部教授であり、国会議員も務めたことのある名士であった。1908年に父親の死を機に、一家はマドリードに移り住んだ。

ヒル・ロブレスは父親と同様に法学を修め、弁護士となった。1922年にはラグーナ大学の教授に就任、その後、サラマンカ大学の教授職を得る。日刊紙『討論 (El Debate)』の編集にも携わったが、様々な講演会に演説者として派遣されていることから、口頭での宣伝活動も得意であったと考えられる。

人民社会党の設立に参加した。その後、プリモ・デ・リベラ独裁体制には、大政翼賛会である愛国連合に所属した。1925年12月に軍事政府の終焉とともに始まる文民政府では特に体制に協力示した。1925年、市町村連合の実行委員会に入り、1926年には会計を務めた。一方、1924年からはマドリード係争裁判所の司法官を、1928年には市町村裁判官を務めた。

カトリック全国布教者協会マドリード支部の正会員であったヒル・ロブレスのカトリック青年運動との繋がりは、マドリードのマリア信心会メンバーとなったことにはじまる。また(1920年の)カトリック学生連合創設時のメンバーであり、その後も長い間、講演会のパネリストなどとして学生連合を援助した。

10) Rodríguez Jiménez, José Luis, *La extrema derecha española en el siglo XX*, Madrid, Alianza Editorial, 1997, p.126.

11) *BACNP*, núm.3, 17 octubre 1924, p.2; núm.4, 1 mayo 1925, p.4; núm.5, 20 mayo 1925, p.4; núm.13, 20 noviembre 1925, p.4; núm.26, 5 noviembre 1926, p.4; núm.36, 20 abril 1927, p.4; núm.38, 20 junio 1927, p.4; núm.39, 5 agosto 1927, p.4; núm.45, 5 enero 1928, p.4; núm.62, 5 noviembre 1928, p.4; núm.85, 5 febrero 1930, p.4; núm.88, 20 marzo 1930, p.4; núm.89, 5 abril 1930, p.4; núm.171, 15 mayo 1934, p.5; núm.195, 15 mayo 1935, p.4; núm.214, 1 marzo 1936, p.8.

またカトリック青年会では、1926年にマドリードのサン・マルコス小教区の副センター長を務め、全国レベルの指導にあたる中央評議会でも役職にあった。この頃、スペイン北部地域での小教区センター設立の宣伝活動に積極的に参加している。また1928年にはカトリック全国農業連合の指導委員会で評議員を務め、1930年には同連合書記長となった。

第二共和政期には、1931年6月憲法制定議会選挙でサラマンカから立候補し、国会議員に当選した。以後、1933年11月、1936年2月の選挙でも連続当選を果している。政党アクション・ポプラルの長であると共に、スペイン独立右派連合の長としても活躍した。アクション・ポプラル青年部が1934年に行った集会での演説に表象されるように、弁舌たくみに青年層を魅惑する才能に長けていた。このように、大衆動員を試みた点で、ヒル・ロブレスの人格に関しては擬似ファシスト的な要素があるとも考えられる。また1935年5月から10月までは、軍務大臣の任に当たった。彼の入閣に反対して、左派は暴力革命も辞さない方向性を顕わにし、政治の両極化が劇的に進んだ。

内戦前夜、ポルトガルへ亡命した彼は、亡命先からフランコ反乱軍を支持しつつ、反バスク・ナショナリズムの宣伝活動を行った。しかし戦後はアルフォンソ王党派の大義のために活動し、長期間にわたる亡命生活を続けざるをえず、1953年になって帰国を果たした。その後1958年には社会キリスト教民主（*Democracia Social Cristiana*）のリーダーとなった。彼が1968年に発表した回想録『平和は不可能だった』¹²⁾は、第二共和政の崩壊と内戦勃発の責任の所在を巡る一連の政治論議を生む起爆剤となった。フランコ独裁体制崩壊後の1977年選挙では、キリスト教民主主義勢力の団結を目指す民主人民連合（*Federación Popular Democrática*）結成のために担ぎ出されるが、この政党の得票数はまったく伸びず、スペインにおけるキリスト教民主主義政党再興の試みは失敗に終わった。1980年マドリードで死去している。¹³⁾

12) Gil Robles, José María, *No fue posible la paz*, Esplugues de Llobregat, Ariel, 1968.

13) Valls, Rafael, *El partit catòlic*, València, Universitat de València, 1992, pp.156-163.

マヌエル・ヒメネス・フェルナンデス (Manuel JIMÉNEZ FERNÁNDEZ)¹⁴⁾

1896年セビーリャ生まれ。1968年セビーリャで死去。イエズス会が経営するコレヒオで初等・中等教育を受ける。法学・文学を学び、法学博士号を取得した。1930年にセビーリャ大学法学部教授の地位につき、教会法の講義を担当した。カトリック全国布教者協会セビーリャ支部正会員であり、カトリック全国学生連合の活動を後援した。

政治活動の第一歩は社会人民党への参加であった。その後プリモ・デ・リベラ独裁体制を支持し、愛国同盟メンバーとなった。1923年にはセビーリャ市役所助役、翌年になると副市長を務めるようになった。

第二共和政期にはアクション・ナシオナルに参加。ついでアクション・ポプラー、スペイン右派独立連合に所属し、1933年11月選挙でバダホス選挙区から立候補、国会議員に当選した。1935年には国会第一副議長を務める。1936年2月選挙ではセゴビア選挙区から出馬し、再選を果たした。

ヒメネス・フェルナンデスは社会的カトリシズム思想の深い影響を受け、1934年から1935年にかけて農業大臣の地位にあった折には、1932年に出色した既存の農地改革法を改正しようとした。しかし、土地の強制収用を禁じつつ、地域によってラティフンディオとミニフンディオが並存するスペインの農業経営の状況にフレキシブルに合わせようとする彼の姿勢は、左派・右派のどちらも満足させることはできず、1935年4月に辞任したのだった。

内戦勃発をアンダルシア地方のチビオナで知った彼は、フランコ反乱軍を支持したにもかかわらず、共和政への協力を理由にフランコ軍に殺害される寸前のところまでいった。ファランへ党員や伝統主義者の暴力的攻撃からヒメネス・フェルナンデスが逃れることができたのは、ケイボ・デ・リャノ将軍の介入によるところが大きい。¹⁵⁾ その後フランコ独裁体制下のスペインに残りはし

14) BACNP, núm.1, 15 mayo 1924, p.4; núm.28, 5 diciembre 1926, p.4; núm.35, 5 abril 1927, p.4; núm.113, 15 noviembre 1931, p.5; núm.181, 15 octubre 1934, p.4; núm.195, 15 mayo 1935, p.4.

15) Tusell, J. y Calvo, J., *Giménez Fernández. Precursor de la democracia española*, Sevilla, Mondadori, Diputación Provincial de Sevilla, 1990, pp.225-229.

だが、「よき平信徒」の主流派が体现した体制への協調主義には批判的な立場をとり、1957年にはキリスト教民主連合を組織した。この団体は1959年にはキリスト教民主左派に名称を変更し、反体制勢力を糾合するため、社会主義者との共闘をも試みた。¹⁶⁾

アルベルト・マルティン・アルタホ (Alberto MARTÍN ARTAJO)¹⁷⁾

1905年マドリード生まれ、1979年にマドリードで死去。第二次世界大戦終結により国際的孤立を余儀なくされたフランコ独裁体制が、ローマ教皇庁とのネットワークを重視して起用した外務大臣である。

マドリードのマリア信心会会員。カトリック全国布教者協会マドリード支部正会員。カトリック国際学生組織「パックス・ロマーナ」の国際大会にスペイン代表とし参加し、人脈を広げた。1926-1927年にかけて、カトリック全国学生連合の全国書記長を務めた。また、ヨーロッパ諸国に派遣され、各国のカトリック青年運動に関する見聞を広めた。

カトリック青年会マドリード司教区のサン・マルコス小教区センターに所属し、1929年にはマドリード司教区連合の活動にも関与した。第二共和政期には、「大衆の再征服」のため、カトリック・アクションの社会事務局設置に尽力した。協調組合主義思想をもち、社会的カトリズムに傾倒していた。諸教皇の社会教説を研究し、1934年に開催された社会週間では報告を行っている。1934年から1936年にかけて、カトリック・アクション中央評議会書記長、1936年には副評議会議長を務めた。

マルティン・アルタホは法学を修め、その後弁護士として活動した。一方でジャーナリストとしての活動も行い、日刊紙『討論』では政治・社会問題に関する記事を執筆した。またカトリック全国学生連合、アクション・ポプラルの

16) Barba, Donato, *La oposición durante el franquismo, vol. 1. La democracia cristiana*, Madrid, Ediciones Encuentro, 2001, pp.69-79.

17) *BACNP*, núm.34, 20 marzo 1927, p.6; núm.36, 20 abril 1927, p.4; núm.39, 5 agosto 1927, p.4; núm.119, 15 febrero 1932, p.5; núm.172, 1 junio 1934, p.6; núm.183, 15 noviembre 1934, p.6.

マドリード支部女性部，社会労働研究所等での演説者としての活動も活発に行っていた。

政治家としての彼の原点は，アクション・ポプラルのメンバーとして活動を開始した第二共和政期に求めることができよう。1934年には，同党の社会政治委員会で書記を務め，協調組合主義方針に関する研究を進めた。

内戦勃発時，マドリードの自宅にいた彼は，共和国軍に捕えられる前にメキシコ大使館に避難し，7ヶ月後，フランコ陣営側に逃れた。戦後，1943年に議員として任命された。1945年から1957年まで外務大臣の地位を維持し，教会の体制への協調主義を体現する者となった。彼は，世界に広がるカトリックの人的ネットワークを活用し，外交手腕を発揮したのであった。尚，1961年には王立倫理・政治学アカデミー会員に選出されている。¹⁸⁾

フェリペ・マンサーノ・サントス (Felipe MANZANO SANTOS)¹⁹⁾

1894年生まれ。アストゥリアス地方のオビエドで青年期を過ごす。イエズス会の指導するマリア信心会では会長を務めた。サラマンカ大学で科学を学び，農業関連の科目を教える教員となった。カトリック全国布教者協会オビエド支部正会員であり，また後には同協会サラマンカ支部正会員となった。アストゥリアス地方におけるカトリック青年会の創設のため，積極的にその活動に参加し，1926年にはアストゥリアス連盟長に任命された。職業人としては教員として転勤を繰り返し，オビエドからサラマンカへ，そしてグアダラハラへと移住したが，行く先々でカトリック運動に参加した。サラマンカでは青年会のサラマンカ指導評議会で指導力を発揮，また1930年にはサラマンカ司教区連合の

18) Tusell, Javier, *Franco y los católicos. La política interior española entre 1945 y 1957*, Madrid, Alianza Editorial, 1984, pp.37-38.

19) *BACNP*, núm. 3, 17 octubre 1924, p.10; núm.5, 20 mayo 1925, p.4; núm.8, p.4; núm.16, 5 enero 1926, p.4; núm.19, 20 marzo 1926, p.4; núm.23, 20 julio 1926, p.4; núm.26, 5 noviembre 1926, p.4; núm.36, 20 abril 1927, p.4; núm.57, 5 julio 1928, p.4; núm.63, 20 noviembre 1928, p.4; núm.68, 5 febrero 1929, p.4; núm.69, 20 febrero 1929, p.4; núm.147, 15 mayo 1933, p.4; núm.174, 1 julio 1934, p.6; núm.191, 15 marzo 1935, p.2; núm. 234, 1 septiembre 1939, p. 6.

副連合長に選出された。サラマンカ滞在末期には、カトリック・アクション司教区評議会の理事も務めた。

政府の奨学金を得て、イタリア・ベルギー・フランスへ農学・経済学の研修旅行に出た。帰国後にはその経験をカトリックの農業組合を設置するために役立てようとした。事実マンサーノはカトリック全国農業連合のアストゥリアス支部に所属し、また1928年にはサラマンカでのカトリック農業青年団創設の活動に加わっている。

1930年にマドリードに居を移してからは、カトリック系日刊紙『討論』の編集にも積極的に協力した。また彼の政治活動にも注目すべき点がある。1922年には社会人民党に参加。プリモ・デ・リベラ独裁体制では、オビエドの市議会議員であった。第二共和政期はアクション・ポプラルに所属し、右派の2年間において、同党所属の労働大臣サルモン・アモリンの下で労働審議会委員を務めた。内戦勃発直後、ビリャルバで処刑され、フランコ独裁体制下では、内戦の殉教者として人々に顕彰された。²⁰⁾

マルセリーノ・オレハ・エロセギ (Marcelino OREJA ELÓSEGUI)²¹⁾

1894年バスク地方のイバランゲラで生まれる。科学を学び、道路技師となった。カトリック全国布教者協会マドリード支部正会員。1920年、カトリック全国学生連合の全国書記長に任命された。またカトリック青年会でも活動していて、レイチ首座大司教の信頼を得て、1925年には青年会が組織したローマ巡礼のための宣伝活動に従事した。またメキシコにおける宗教的迫害に対する抗議集会で演説したり、1927年の第一回カトリック青年会全国大会開催へ向けての宣伝活動を展開するなどした。1926年にはスペイン代表として、第4回カトリック青年国際大会へ派遣された。その後、青年会からは離れ、別のカトリッ

20) 内戦後、伝記が出版されている。Herrera Oria, Luis, *Felipe Manzano. Su personalidad sobrenatural. Testimonios de familiares y amigos*. La Coruña, Imp. Roel, 1945.

21) BACNP, núm.3, 17 octubre 1924, p.2; núm.6, 5 junio 1925, p.4; núm.11, 20 octubre 1925, p.2; núm.28, 5 diciembre 1926, p.4; núm.32, 5 febrero 1927, p.4; núm.45, 5 enero 1928, p.4; núm.51, 5 abril 1928, p.4; núm. 181, 15 octubre 1934, pp. 1-2.

ク組織に活動の場を移した。1934年にはカトリック家庭父母会のビルバオ連合理事となった。

オレハ・エロセギの政治・社会活動を見てみよう。第二共和政期に政治的頭角を現し、1931年6月と1933年11月の選挙でビスカヤ選挙区から立候補して国会議員に当選している。彼はバスケス・デ・メリヤの思想潮流を組む伝統主義者であり、同じバスク地方出身で、カトリック青年会では同志として協力していたとはいえ、バスク・ナショナリスト党の指導者であったアギーレとは、政治的に一線を画していた。1934年10月に勃発したアストゥリアス革命で捕らえられ、モンドラゴンで殺害された。彼の生涯は、左派の手による暴力が生んだ「殉教者」の代表例として、教会が描く犠牲者の物語に後に組み込まれていった。

フェデリコ・サルモン・アモリン (Federico SALMÓN AMORÍN)²²⁾

1900年バレンシア地方南部のプリアナに生まれる。1936年11月マドリード郊外、バラクエリョ・デル・ハラマで死亡した。

イエズス会が経営するコレヒオ・デ・サン・ホセに学び、その中でも優秀な生徒が集まるマリア信心会の会長を務めた。バレンシア大学法学部に学び、マドリード大学で法学博士号を取得した。

カトリック全国布教者協会ムルシア支部正会員。1920年のカトリック全国学生連合創立時のメンバーで、バレンシアでの組織づくりに尽力した。また、1923年から1927年までは同連合の全国顧問委員会理事であった。カトリック青年会では、1925年以降ムルシア司教区の書記局で活動を続け、1928年の司教区連合創設まで宣伝活動等に従事した。

プリモ・デ・リベラ独裁体制期には、弁護士として活動する一方で、ジャーナリストとしての才能をも開花させ、その後1931年から1933年初頭ま

22) BACNP, núm.2, 15 julio 1924, p.4; núm.5, 20 mayo 1925, p.4; núm.26, 5 noviembre 1926, p.4; núm.27, 20 noviembre 1926, p.4; núm.52, 20 abril 1928, p.4; núm.112, 30 octubre 1931, p.2; núm.135, 15 noviembre 1932, p.2; núm.195, 15 mayo 1935, p.4; núm.234, 1 septiembre 1939, p.6.

では、ムルシアの日報『真実 (*La Verdad*)』の編集長を務めた。彼には社会的カトリシズムへの傾倒が見られた。[1929年には、カトリック労働組合ムルシア連合の専門コンサルタントとなるなど]。また、1928年にはムルシアの「カトリック人民の家」で講演を行うなど、大衆を啓蒙するための宣伝活動にも積極的に関与していたようである。

彼の政治活動の布石は人民社会党への参加で既に打たれており、プリモ・デ・リバーラ独裁体制期には愛国同盟のムルシア県委員会で副委員長を務めている。第二共和政期にはアクション・ポプラルに所属した。国選弁護人として突然テルエルへの移動を命じられ、休職を願い出てマドリードに移ったサルモンは、1933年から1935年まではアクション・ポプラルのマドリード支部で政治書記長を務めると同時に、アクション・ポプラルが中心となってできた右派諸政党の連合、スペイン独立右派連合の全国書記長としても働いた。1935年以降はアクション・ポプラルのムルシア支部メンバーであった。²³⁾ 右派の2年間の始まりとなる1933年11月選挙で国会議員に当選し、1935年6月には労働・保健・予防対策省大臣に就任。その後省の名称が「労働・司法省」「労働・司法・保健省」と変更される中で、1935年12月まで大臣を務めていた。1936年2月の人民戦線選挙での再選はかなわず、内戦下の同年11月、左派によって殺害された。

ホセ・マリア・サンチェス・ベントウーラ (José María SÁNCHEZ VENTURA)²⁴⁾

1890年サラゴサに生まれ、1960年に死去した、アラゴン地方の名士である。

サンチェス・ベントウーラはサラゴサ大学法学部に学び、マドリード大学で法学博士号を取得した。弁護士業を営む一方で、ジャーナリズムの世界にも進出、1922年から1931年まで、サラゴサの日報『ニュース (*El Noticiero*)』編

23) Moreno Fernández, Luis Miguel, *Acción Popular Murciana. La derecha confesional en Murcia durante la II República*. Murcia, Universidad de Murcia, 1987, p.52

24) *BACNP*, núm.3, 17 octubre 1924, p.3; núm.38, 20 junio 1927, p.4; núm.48, 20 febrero 1928, p.4; núm.112, 30 octubre 1931, p.2; núm.214, 1 marzo 1936, p.8.

集長を務めた。内戦下の1937年には月刊誌『文学 (*Letras*)』を創刊した。また1946年からはサラゴサ・アラゴン・リオハ信用金庫の顧問を15年にわたって務めた。プリモ・デ・リベラ独裁体制下では、1928年にサラゴサ地方裁判官であった。

彼はカトリック全国布教者協会サラゴサ支部正会員であった。社会的カトリシズムの影響を受け、カトリック全国農業連合ではアラゴン中央組合指導部に所属した。1929年の社会週間に参加。またその他のカトリック運動組織に関しては、1927年にはカトリック青年会のサラゴサ地区連合理事として、同会の第1回全国大会に参加している。その後、第二共和政期の1933年にはカトリック家庭父母会のサラゴサ連合書記長となり、またカトリック・アクション中央評議会のメンバーに任命された。

政治活動としては、第二共和政期の1934年には、アクション・ポプラルのサラゴサ支部で理事となった。アクション・ポプラルに所属したことから、スペイン独立右派連合に加わり、1936年2月選挙ではサラゴサから国会議員に選出された。フランコ独裁体制下では、1940年から1942年にかけてテルエルの文民知事となり、その後1946年から1948年にかけて、サラゴサ市長の任にあった。1950年以降は全国保健予防研究所サラゴサ県審議会の委員を務めた。²⁵⁾

ミゲル・サンチョ・イスキエルド (Miguel SANCHO IZQUIERDO)²⁶⁾

1890年、アラゴン地方のカランダに地主の息子として生まれる。サラゴサ大学で法学と文学を学び、ともに博士号を取得した。1920年サラゴサ大学法学部自然法講座の教授に就任し、フランコ独裁体制下の1941年から45年には同大学同学部長に、また1941年から54年までは学長へと上りつめた人物である。

25) Alvar Sancho, Luis, *La prensa de masas en Zaragoza (1910-1936). Profesionalización y desarrollo empresarial. Los casos de Herardo de Aragón, El Noticiero y La Voz de Aragón*, Zaragoza, Institución Fernando el Católico, 1996, pp.258-259.

26) *BACNP*, núm. 2, 15 julio 1924, p.4; núm.3, 17 octubre 1924, p.3; núm.19, 20 marzo 1926, p.4; núm.26, 5 noviembre 1926, p.4; núm.33, 5 marzo 1927, p.4; núm.51, 5 abril 1928, p.4; núm.60, 5 octubre 1928, p.5; núm.85, 5 febrero 1930, p.4; núm.124, 30 abril 1932, p.2; núm.207, noviembre 1935, p.4; núm.214, 1 marzo 1936, p.8.

カトリック全国布教者協会サラゴサ支部正会員。1921年から1922年まで、サラゴサの日報『ニュース』の編集長として、カトリック的言論活動にも積極的に携わった。

1919年創設のキリスト教民主グループのメンバーであった。また人民社会党の創立者の1人でもあった。プリモ・デ・リベラ独裁体制においては、体制に協力し、1926年にエプロ川水力組合連合が創設されると、その書記に任命されている。

カトリック青年運動との関連をいえば、1920年代には頻繁にサラゴサのマリア信心会で講演を行っている。宗教教育の必要性を求め、1926-1927年にはカトリック全国学生連合審議会のメンバーとして活動した。その後も学生連合を援助し、1935年に同連合のアラゴン連合賛助会員となった。また、小教区の青年運動とも密接な繋がりを持っていた。1927年にはカトリック青年会、サラゴサ司教区のサン・フェリペ・イ・サンティアゴ小教区センター長となった。1926年から28年にかけてはサラゴサ地域連合長、1928年から32年にはサラゴサ司教区連合長を務めている。また1931年にはカトリック・アクションのサラゴサ司教区評議会理事に任命された。労働・社会問題への関心も深く、1934年には、サラゴサで開催された社会週間を組織した。また1935年には、全国労働災害保障金庫の行政審議会理事となった。

政治活動としては、第二共和政期にはアクション・ポプラルのサラゴサ支部に所属、その理事を務めた。1934年、スペイン独立右派連合の全国審議会理事となった。1933年11月選挙・1936年2月選挙共にテルエルから立候補して国会議員に当選を果たしている。

内戦中は、フランコ反乱軍支持を明確に打ち出した。1937年には『コーポラティビズム：現代の国民的運動、その原因と実践』を記し、フランコ体制初期に見られる政治宗教的イデオロギー、ナショナル・カトリズムを称揚した。彼の抱いた「新国家」思想はイタリア語に翻訳されている。²⁷⁾ 内戦後は、独裁

27) Sancho Izquierdo, Miguel, "Orientamento sociale del nuovo stato nazionale spagnolo", *Rivista Internazionale di Scienze Sociali*, anno XLV, fascicolo VI, novembre

体制に協力的な姿勢を示し、1943年から54年までは国会議員であった。また1959年から1976年まで、サラゴサ・アラゴン・リオハ信用金庫の顧問を務めた。1988年に死去した。

ホセ・マリア・ペマン・イ・ペマルティン (José María PEMÁN Y PEMARTÍN)²⁸⁾

1897年カディス生まれ。1981年死去。セビーリャ大学法学部で学び、法学博士となった。20世紀スペインの代表的ジャーナリストの1人である。小説・演劇等、作品多数。日刊紙『討論』や『アベセ (ABC)』に執筆協力を行い、1928年にはカディス文芸クラブ会長となった。

カトリック全国布教者協会カディス支部正会員。1923年には、マドリードのマリア信心会名誉会員となった。1925年には、カトリック全国学生連合カディス支部支部長を務めている。また1929年にはカトリック・アクションのカディス司教区指導評議会理事となった。カトリック青年会の主催する会議で演説を行うなど、様々な宣伝活動を通じて、カトリックの青年組織に協力を惜しまなかった。

ブリモ・デ・リベラ独裁体制期には愛国同盟に属し、1927年から1930年までは国民諮問会議のメンバーでもあった。独裁崩壊後の1930年には国民王党連合に加わった。以後、第二共和政期には『アクション・フランセーズ』の影響を強く受けた雑誌『アクション・エスパニョーラ』に執筆するなど右派の論客として脚光を浴びた。スペイン独立右派連合に所属し、1933年11月選挙ではカディスから出馬、国会議員に当選している。

1936年以降、王立スペイン言語アカデミー終身会員となった。フランコ独裁体制下でも、1945年から翌46年までは国会議員を務め、カトリック的協調主

1937, pp.846-859.

28) *BACNP*, núm. 3, 17 octubre 1924, p.10; núm.20, 20 abril 1926, p.4; núm.30, 5 enero 1927, p.4; núm.46, 20 enero 1928, p.4; núm.50, 20 marzo 1928, p.4; núm.51, 5 abril 1928, p.4; núm.52, 20 abril 1928, p.4; núm.60, 5 octubre 1928, p.5; núm.62, 5 noviembre 1928, p.4; núm.119, 15 febrero 1932, p.8; núm.218, 1 mayo 1936, p.4.

義を唱えて、体制の重要なイデオログの一人となった。

ホセ・マリア・バリエンテ・ソリアノ (José María VALIENTE SORIANO)²⁹⁾

1903年バレンシア生まれ。イエズス会が経営するコレヒオ・サン・ホセで初等・中等教育を受ける。後にマドリード大学法学部に学び、卒業後は弁護士業を営んだ。

カトリック全国布教者協会マドリード支部正会員。カトリック青年会での活動について言えば、マドリードのサン・ホセ小教区センター創設に深く関与し、1924年には書記に任命された。時を同じくして、マドリード地域連合の実行委員会内でも頭角を現し、その理事となる。また1927年から1932年までは、青年会の全国評議会長を務めた。

王政復古体制末期には人民社会党のメンバーであり、またプリモ・デ・リベラ独裁体制下ではバリャドリッドの文民知事であった。第二共和政期も政治活動を積極的に展開し、1933年11月選挙ではサンタンデルから立候補し、国会議員に当選した。アクション・ポプラー青年部長として、党首ヒル・ロブレスをバックアップした。しかし自らが政治活動へ挺身することがカトリック青年会の「非政治主義」の方針と抵触することを恐れ、1932年に青年会会長を辞した。その後、バリエンテが亡命中の国王アルフォンソ13世に謁見したことで、党内には波紋が広がった。この事件以後、ヒル・ロブレスとバリエンテの関係は冷え、バリエンテはアクション・ポプラーから離脱した。その後は、伝統主義者グループに政治的熱狂の活路を見出し、1936年2月選挙ではブルゴスから立候補して、国会議員当選を果たした。またプリモ・デ・リベラ独裁体制下の大蔵大臣であったカルボ・ソテロが結成した国民ブロックにも積極的に協力した。

29) BACNP, núm.2, 15 julio 1924, p.3; núm.3, 17 octubre 1924, p.2; núm.33, 5 marzo 1927, p.4; núm.45, 5 enero 1928, p.4; núm.46, 20 enero 1928, p.4; núm.50, 20 marzo 1928, p.4; núm.62, 5 noviembre 1928, p.4; núm.75, 20 mayo 1929, p.4; núm.85, 5 febrero 1930, p.4; núm.214, 1 marzo 1936, p.8.

バリエンテは、フランコ独裁体制下でも政治活動を継続し、伝統主義者グループを率いた。体制末期、1967年から民主移行期の1977年までは、国家元首任命による国会議員であった。³⁰⁾

おわりに： 集団心性としての「カトリック性」

本稿でとりあげた第二共和政期の政治的カトリシズムの担い手12名のプロフィールには、いくつかの類似点を見出すことができる。

彼らは、社会的出自や受けた教育からいっても、パワー・エリートとなる資質を持った人々であった。それに加えて、彼らには、宗教的な人格形成過程の深い影響が見られる。皆がカトリック全国布教者協会の会員である上に、イエズス会をはじめとする教育修道会が指導する平信徒団体や、宗教色を明確に打ち出した農業シンジケートの集合体であるカトリック全国農業連合、また1920年代以降ローマ教皇庁が推進したカトリック・アクション運動のスペインにおける活動体であったカトリック全国学生連合やカトリック青年会などに所属し、それぞれに積極的な活動を行っていた。よって彼らは、20世紀初頭の教会が世俗の人々の糾合を狙って起こしたカトリック運動の中で青年期を過ごしているという点で共通点を持つ。それも、一つの団体だけに所属するのではなく、時には複数の団体で役職を掛け持ちしながらも活発な活動を続けていた。日々の活動を通じて彼らが受けたカトリック的人格育成教育が、彼らに「よき平信徒」としての責任を自覚させる上で重要な役割を果たしたのである。確かに学生組織や青年組織には社会的ステータスの変動や年齢による所属の制限があった。しかし「卒業」後も、彼らはそれらの組織維持のために協力を惜まず、彼らに続こうとする青年たちを鼓舞しつづけた。³¹⁾ また彼らの内で「よき平信徒」

30) Valiente Soriano, José María, "Por qué me fui de CEDA", *Actualidad Española*, núm.943, 29 enero 1970; núm.944, 5 febrero 1970; núm.945, 12 febrero 1970; núm.946, 19 febrero 1970.

31) 青年たちも彼らを尊敬し、彼らに続こうと努力していた状況がうかがえる。例えば、カトリック青年会の機関誌は「カトリック青年会、紳士の育つ場」というコラムで以下のように述べている。「ホセ・マリア・バリエンテ、マルセリーノ・オレハ、ホセ・アントニオ・アギーレはスペイン人ならみな知っている現代の政治家である。

としてのメンタリティが形作られる過程では、精神的指導者となる教会聖職者との繋がりも密に持っていた。だからこそ、彼らにとっては、政治活動と宗教的活動の境界は曖昧にならざるをえなかったのである。

弁護士やジャーナリスト、教師など、自由主義的職業につき、その後、政治の世界へ入った人物が多いのは偶然ではあるまい。また職業上、経済界との繋がりも持っていた彼らは、多様な平信徒団体での活動で得た人的ネットワークを、自らの政治活動・社会生活にも積極的に活用していったと思われる。

彼らは第二共和政以前には、強調組合主義の実践を目指し、プリモ・デ・リベラ独裁体制を支援した。しかし独裁体制が崩壊すると、それまでは一つに統合されているように見えていた政治的カトリシズムの中の多様性が顕わになった。そこで、ある者は自分の信念から、またある者は人的繋がりから、思い思いの政治組織を通じて政治活動に身を投じ、共和国期を過ごしたのである。プロフィールに挙げた例から読みとれるように、バスク・ナショナリスト、アクション・ポプラル、カトリック独立右派連合、アクション・エスパニョーラ、伝統主義者、など、「よき平信徒」は様々な政治団体に所属していたのがわかる。このように政治的・社会的な背景が異なり、重層的なアイデンティティをもつ「よき平信徒」が共通に見出していた精神的支柱こそ、教会であり、青年期の経験から得た「カトリック性」であった。

内戦勃発をどこでどのように迎えたかによって、彼らのその後の命運は分かれた。内戦下、共和国軍側に殺害された者もいれば、フランコ軍側に協力した者もいる。そして内戦を生き延びた者は、何らかの形で、戦後も政治活動を継続している。フランコ軍を支持した「よき平信徒」の多くは、新体制の重要な政治ポストに起用された。ナショナル・カトリシズムと名づけられた、当時の政教一致の社会心性は、彼らによってその基盤を形作られたともいえよう。その一方で、亡命生活を送ることを余儀なくされた「よき平信徒」は、スペイン

しかし同時にカトリック青年会の中での際立った闘士であり、特に知られた名であるから、このコラムで取り上げるのである。」この様な表現は、随所に見られる。
Cf. *La Flecha*, núm.20, 15 diciembre 1933, p.2.

の内外での反体制運動に協力したのであった。

「よき平信徒」に求められたのは、聖職者が積極的には関与できない分野での活動を通じて、結果的に教会の利益を社会的・政治的に反映させる場を広く獲得することであった。したがって、教会の教理方針に反するものでない限り、彼らをもつ政治的イデオロギーの多元性は容認された。「よき平信徒」の政治活動は、カトリックの人格育成組織での活動を通じて培われた「カトリック性」という集団心性への確信に支えられていたといえよう。